安全のための対策

車両の安全対策

輪重測定装置

車両の検査は法的に定められた期間内(10日ごと、3ヵ月ごと、4 年または走行距離60万キロごと、8年ごと)に実施しており、日々 安全運行に努めています。車両の脱線防止対策として、平成

13年10月より車両基地内2ヵ 所に輪重測定装置を設置し ており、左右の車輪にかかる 重量バランス(静止輪重差) を厳密に管理しています。



連結間転落防止外幌

お客さまが乗車時に車両の連結間に転落される事故を防止する ため、平成12年から車両連結間に転落防止外幌を順次装備し

ています。平成19年3月31日 現在、対象666両中、613両に 設置済みです。



連結間転落防止外幌

運転士異常時列車停止装置

運転士の体調急変時などにおける安全を確保するため、ハンド ルから手が離れると自動的に非常ブレーキが作動する運転士異 常時列車停止装置を全車両に採用しています。また、車掌室には、 緊急時に車掌が扱う非常ブレーキスイッチも装備しています。





運転士異常時列車停止装置(手を離すと非常ブレーキが作動します)

自然災害に備えた安全対策

気象観測機器

当社では、各種気象観測機器として風速計16ヵ所、雨量計8ヵ 所(法面監視用含む)、地震計7ヵ所を沿線に設置し、観測デー タによって適切な運転規制を行い、暴風・豪雨等による異常な自 然現象による運転事故の発生を未然に防止しています。

土木部門の安全対策

雨量計(法面監視用)の設置

設定した雨量を超えると警報を発する装置を設置しています。現 在、寝屋川・枚方・八幡・中書島の4ヵ所に設置し、社内回線で 担当事務所のパソコンを結び、一元管理しています。

衝擊検知装置

自動車が防護桁または橋梁に激突し、桁に異常が発生した時に 直ちに駅に知らせ、桁の異常が著しい時には列車にも知らせる 装置です。現在、国道1号架道橋(野江-関目間)と国道163号 架道橋(関目-森小路間)に設置しています。また、現地に設置し ているカメラで監視も行っています。

踏切事故防止のための安全対策

踏切障害物検知装置、踏切支障報知装置

車両が通行する踏切において、踏切警報機作動中に踏切内で 障害物を検知すると、特殊信号発光機を点滅させて運転士に知 らせるとともに、注意喚起の警告ブザーを鳴動させる踏切障害物 検知装置を京阪線96踏切、大津線40踏切に設置しています。 その他の踏切においては、踏切内にて列車を停止させなければ いけない事態が生じた時、非常ボタンを押すことにより運転士に 知らせる踏切支障報知装置を京阪線18踏切に設置し、事故を 未然に防止しています。







踏切事故防止のために

踏切の閃光灯や方向指示器をLED化し、通行者の視認性を 高めることにより保安度の向上に努めています。

また、踏切道を通行するドライ バーや歩行者に対して注意 をよびかける啓蒙活動も行い ました。



列車進行方向指示器(LED型)